

令和 8 年度

公金収納事務取扱要領

さいたま市
出納室出納課

目 次

1	市公金の収納について	1
2	納付済通知書等（OCR方式）による収納取扱いについて	4
3	市税等納期限早見表	6
4	市公金の取扱いについて	8
4-1	市税の延滞金の取扱いについて	8
4-2	下水道事業受益者負担金の取扱いについて	10
4-3	水洗便所改造資金貸付金償還金の取扱いについて	12
4-4	介護保険料の延滞金の取扱いについて	13
4-5	後期高齢者医療保険料の延滞金の取扱いについて	14
4-6	母子父子寡婦福祉資金貸付金の違約金（延滞金）の取扱いについて	16
4-7	市営住宅等使用料及び市営住宅等駐車場使用料の延滞金の取扱いについて	18
4-8	学校給食費の遅延損害金の取扱いについて	19
5	令和8年度口座振替月別科目及び口座振替データ引渡し日、口座振替日、 返戻日一覧	20
6	別 表	22
7	納付済通知書等の送付方法	26
8	問合せ先一覧表	28

1 市公金の収納について

(1) 市公金の種別

市税		
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収・特別徴収）		国民健康保険税
法人市民税	固定資産税・都市計画税	固定資産税（償却資産）
軽自動車税（種別割）	特別土地保有税	市たばこ税
事業所税	入湯税	
税外		
下水道事業受益者負担金	下水道使用料	水洗便所改造資金貸付金償還金
介護保険料	後期高齢者医療保険料	心身障害者扶養共済掛金
保育料	放課後児童クラブ指導料	母子父子寡婦福祉資金貸付金
市営住宅等使用料	市営住宅等駐車場使用料	市営霊園管理料（墓地管理料）
し尿収集運搬手数料	育英資金返還金（入学準備金・奨学金）	高等学校授業料（中等教育学校授業料）
学校給食費	日本スポーツ振興センター保護者負担金	高等学校入学料（中等教育学校進級料）
その他		
高等看護学院授業料	負担金	使用料
手数料 （入学選考手数料含む）	雑入	歳入歳出外現金

(2) 収納の基本手続

出納取扱店、派出所、収納取りまとめ店及び収納取扱店（注1）（以下「出納取扱店等」という。）は、市長又はその委任を受けた職員が発した納税通知書、納入通知書、返納通知書又は納付書（以下「通知書等」という。）によって納入者から公金を収納してください。これらの通知書等において納期限を超過し、かつ延滞金を徴収する収入（4-1から4-8の該当科目）については、延滞金を計算のうえ合算して収納してください。

(注1) 出納取扱店等について

種類	説明
出納取扱店	指定金融機関、指定代理金融機関、下水道事業総括出納取扱金融機関及び下水道事業出納取扱金融機関の店舗のうち、公金の出納及び預金の事務を行うものをいう。
収納取りまとめ店	収納代理金融機関及び下水道事業収納取扱金融機関の店舗のうち、公金の収納及び預金の事務を行うものをいう。
収納取扱店	指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、下水道事業総括出納取扱金融機関、下水道事業出納取扱金融機関及び下水道事業収納取扱金融機関の店舗のうち、公金の収納事務を行うものをいう。
派出所	出納取扱店がさいたま市役所及び各区役所において公金の出納を行うための派出先をいう。

注意 当該通知書等による公金の収納ができないもの

- ア 当該会計年度（出納整理期間を含む。）を経過したもの。
- イ 通知書等の金額が改ざんしてあるもの。
- ウ 通知書等の各片の記載金額又は記載事項が一致していないもの。
- エ 出納取扱店等を納付場所として指定していないもの。

（３） 領収書の交付

出納取扱店等は、公金を収納したときは、以下のように取り扱ってください。

- ・通知書等の各片に取扱印を押してください。
- ・納入者に領収書を交付してください。
- ・納期前納付による報奨金（下水道事業受益者負担金に限る。以下同じ。）の繰替払をしたとき、又は延滞金の収納をしたときは、領収書及び納付済通知書の所定の欄に当該金額を記入し、かつ納入額にそれぞれの金額を加減して合計額を必ず記入してください。

（４） 証券の条件等

市公金の納入については、現金のほか、小切手、国債・地方債の利札、ゆうちょ銀行が発行する払出証書及び為替証書についても、次の条件を満たすものは受け入れてください（他行を支出地とする小切手を受け入れない金融機関を除く。）。

種類	取扱い
小切手	振出しの日から起算して10日を経過していないもの。（注：ただし、さいたま市会計管理者振出しの小切手は、1年間有効です。）
国債・地方債の利札	当該利札に対する利子の支払いの際、課税される租税の額に相当する金額を控除したもをもって納付金額とします。
払出証書及び為替証書	発行の日から起算して5か月を経過していないもの。

出納取扱店等は、上記の証券による納付があったときは、納入者の通知書等の各片に「証券受領」の表示をし、その金額が納入金額の一部である場合は、表示のかたわらに証券金額を付記してください。

（５） 収納取扱店及び収納取りまとめ店の取扱い

店舗の種類	取扱い
収納取扱店	公金を収納したときは、当該収納金及びこれに係る納付済通知書を即日又は翌営業日に収納取りまとめ店へ送付してください。
収納取りまとめ店	収納した公金及び収納取扱店から送付された収納金並びにこれらに係る納付済通知書等を毎日取りまとめ、納付済通知書は公金収納報告書（「さいたま市公金収納報告書」、「さいたま市下水道事業公金収納報告書」）を添えて、速やかに埼玉りそな銀行さいたま営業部に送付してください。

(6) 公金収納報告書（日報）の作成方法

公金収納報告書の作成（ゆうちょを除く。）については、次の事項に注意して種別ごとに一括した金額を所定の欄に記入してください。

ア 公金収納報告書（日報）は、一般分は「さいたま市公金収納報告書」、下水道事業会計分は「さいたま市下水道事業公金収納報告書」に分けて作成してください。

イ 下水道事業受益者負担金について報奨金の取扱いをしたときは、収納金額欄に報奨金を差し引く前の金額を記入し、差し引いた報奨金額を前納報奨金額欄に記入してください。

ウ OCR方式（光学式文字読取方式）の納付済通知書と、それ以外の納付済通知書を分けて記入してください。

(7) 帳簿の整理

出納取扱店等は、公金の収支を明確にするため整理簿等（26ページ別表6）を備え、整理してください。

(8) 収納証拠書類の保管年限

公金収納報告書（ゆうちょを除く。）、整理簿等及び金融機関保管用の納付書は、翌年度から起算して5年間保管してください。

(9) マルチペイメントネットワークを活用したペイジー収納サービス

ペイジー収納サービスについて必要な事項は、指定金融機関埼玉りそな銀行とMPN参加金融機関とで締結している「マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用したさいたま市公金の収納事務取扱に関する協定書」に定めています。

(10) eL-QR を利用して収納した場合の取扱い

市税の納付書に印字された eL-QR を利用して収納した場合は、特定金融機関（地方税共同機構が収納の事務を委託した金融機関をいいます。）として収納したことになります。市との契約に基づく指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関として収納したものではないため、この要領は適用しません。

2 納付済通知書等（OCR方式）による収納取扱いについて

(1) 通知書等の発送

通知書等の発送は、下表のとおりです。

科目	期別	発送時期
市民税・県民税・森林環境税 (普通徴収)	第1期～第4期	6月上旬
	期限後申告分等	6月中旬～翌年1月中旬
	随時分、過年度分	毎月
固定資産税・都市計画税、 固定資産税(償却資産)	第1期～第4期	5月上旬
	随時分、過年度分	毎月
軽自動車税(種別割)	全期	5月上旬
	随時分、過年度分	毎月
国民健康保険税	第1期～第8期	7月中旬
	随時分、過年度分	毎月
下水道事業受益者負担金	第1期から第4期	6月上旬
水洗便所改造資金貸付金償還金	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として口座振替による納付 ・口座振替が不能となった場合…その都度納入通知書を発送 	
保育料	毎月当月分	毎月当月中旬
放課後児童クラブ指導料		
介護保険料	第1期～第8期	7月上旬
	随時分、過年度分	毎月
後期高齢者医療保険料	第1期～第8期	7月中旬
	随時分、過年度分	毎月
市営霊園管理料(墓地管理料)	全期	5月上旬
市営住宅等使用料	年2回に分け、発送	
市営住宅等駐車場使用料	①4月期～9月期	①4月上旬
	②10月期～翌年3月期	②10月上旬
し尿収集運搬手数料	年6回に分け、発送	
	①第1期(2～3月分)	①5月上旬
	②第2期(4～5月分)	②7月上旬
	③第3期(6～7月分)	③9月上旬
	④第4期(8～9月分)	④11月上旬
	⑤第5期(10～11月分)	⑤翌年1月上旬
	⑥第6期(12～1月分)	⑥翌年3月上旬
随時分	毎月	
心身障害者扶養共済掛金	毎月当月分	毎月当月中旬
育英資金返還金 (入学準備金・奨学金)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として口座振替による納付 ・口座振替が不能となった場合…その都度納付書を発送 	

高等学校授業料 (中等教育学校授業料)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として口座振替による納付 ・口座振替が不能となった場合…その都度納付書を発送
高等学校入学金 (中等教育学校進級料)	
学校給食費	
日本スポーツ振興センター保護 者負担金	

(2) 収納取扱上の留意点

上記(1)に掲げる公金の通知書等は、OCR方式(光学式文字読取方式)の帳票を採用しています。

また、市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、法人市民税、市たばこ税、事業所税、入湯税の通知書等の一部でOCR方式の帳票を採用しています。

<p>注意 OCR方式の通知書等の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 領収印は、領収日付欄の枠内に押印する。 イ 納付済通知書に、鉛筆等でチェック、覚書き等の文字の書き込みをしない。 ウ 延滞金の発生する場合は、指定枠内に延滞金額等を記入する。 エ 納付済通知書等を切り離す際は、ミシン目から正確に切り取る。 オ 切り離した納付済通知書等の期別と、領収書等の期別が同じであるか再確認する。 カ 送付上の便利さのために、納付済通知書に穴アケ、穴トジはしない。 キ 汚損のないよう注意する。
--

(3) 納付済通知書の送付方法(27ページ参照)

納付済通知書は、「さいたま市公金収納報告書」及び「さいたま市下水道事業公金収納報告書」(23、24ページ参照1①②)のそれぞれの種別ごとに分別し、その中で次のア、イに細別して送付してください。

納付書の種類	送付方法
ア OCR化されている納付済通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・一般分のOCR納付済通知書には、「さいたま市OCR納付済通知書集計表」(25ページ参照2①)を日計日、枚数及び合計金額を記入のうえ添付してください。 ・下水道事業分のOCR納付済通知書には、「さいたま市下水道事業OCR納付済通知書集計表」(25ページ参照2②)を日計日、枚数及び合計金額を記入のうえ添付してください。
イ OCR化されていない納付済通知書	<p>収納取りまとめ店において、各収納取扱店の納付済通知書を一括して種別ごとにまとめてください。</p>

3 市税等納期限早見表

	4月	5月	6月	7月	8月
市民税・県民税・森林環境税 (普通徴収)			1期		2期
			8.6.30		8.8.31
			8.7.31		8.10.1
市民税・県民税・森林環境税 (特別徴収)	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
	8.4.10	8.5.11	8.6.10	8.7.10	8.8.10
	8.5.11	8.6.12	8.7.11	8.8.11	8.9.11
固定資産税・都市計画税、 固定資産税(償却資産)		1期		2期	
		8.6.1		8.7.31	
		8.7.2		8.9.1	
軽自動車税(種別割)		全期			
		8.6.1			
		8.7.2			
国民健康保険税				1期	2期
				8.7.31	8.8.31
				8.9.1	8.10.1
下水道事業受益者負担金			1期		
			8.6.30		
			(8.7.1)		
水洗便所改造資金 貸付金償還金	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期
	8.4.30	8.6.1	8.6.30	8.7.31	8.8.31
	8.5.1	8.6.2	8.7.1	8.8.1	8.9.1
保育料、 放課後児童クラブ指導料	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期
	8.4.30	8.6.1	8.6.30	8.7.31	8.8.31
介護保険料				1期	2期
				8.7.31	8.8.31
				8.11.1	8.12.1
市営霊園管理料 (墓地管理料)		全期			
		8.6.1			
市営住宅等使用料、 市営住宅等駐車場使用料	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期
	8.4.30	8.6.1	8.6.30	8.7.31	8.8.31
	(8.5.1)	(8.6.2)	(8.7.1)	(8.8.1)	(8.9.1)
し尿収集運搬手数料		1期		2期	
		8.6.1		8.7.31	
心身障害者扶養共済	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期
	8.4.30	8.6.1	8.6.30	8.7.31	8.8.31
母子父子寡婦福祉資金貸付金	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期
	8.4.30	8.6.1	8.6.30	8.7.31	8.8.31
育英資金返還金 (入学準備金・奨学金)	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期
	8.4.30	8.6.1	8.6.30	8.7.31	8.8.31
高等学校授業料 (中等教育学校授業料)					8月期
					8.8.31
高等学校入学科 (中等教育学校進級料)	全期				
	8.4.30				
後期高齢者医療保険料				1期	2期
				8.7.31	8.8.31
				8.11.1	8.12.1
学校給食費			1期	2期	
			8.6.30	8.7.31	
日本スポーツ振興センター保 護者負担金					全期
					8.8.31

各科目各月の 上段：期別、中段：納期限、下段：延滞金年利率が年9.1%（令和8年については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合）となる日。ただし（ ）については、10.75%で計算する日を表す。水洗便所改造資金貸付金償還金のみ、下段：延滞金年利率が年7.3%となる日。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	3期			4期		
	8.11.2			9.2.1		
	8.12.3			9.3.2		
8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
8.9.10	8.10.13	8.11.10	8.12.10	9.1.12	9.2.10	9.3.10
8.10.11	8.11.14	8.12.11	9.1.11	9.2.13	9.3.11	9.4.11
			3期		4期	
			9.1.4		9.3.1	
			9.2.5		9.4.2	
3期	4期	5期	6期	7期	8期	
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	
8.11.1	8.12.3	9.1.1	9.2.5	9.3.2	9.4.2	
2期			3期			4期
8.9.30			9.1.4			9.3.31
(8.10.1)			(9.1.5)			(9.4.1)
9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	9.3.31
8.10.1	8.11.3	8.12.1	9.1.5	9.2.2	9.3.2	9.4.1
9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	9.3.31
3期	4期	5期	6期	7期	8期	
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	
9.1.1	9.2.3	9.3.1	9.4.5	9.5.2	9.6.2	
9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	9.3.31
(8.10.1)	(8.11.3)	(8.12.1)	(8.1.5)	(9.2.2)	(9.3.2)	(9.4.1)
3期		4期		5期		6期
8.9.30		8.11.30		9.2.1		9.3.31
9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	9.3.31
9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	9.3.31
9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	9.3.31
		11月期	12月期	1月期		
		8.11.30	9.1.4	9.2.1		
3期	4期	5期	6期	7期	8期	
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	
9.1.1	8.2.3	8.3.1	9.4.5	9.5.2	9.6.2	
3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
8.9.30	8.11.2	8.11.30	9.1.4	9.2.1	9.3.1	9.3.31

4 市公金の取扱いについて

延滞金特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合（各年の前々年の9月から前年の8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均）に年1%を加算した割合をいいます。

令和8年1月1日から12月31日までは、1.8%です。

4-1 市税の延滞金の取扱いについて

納期限後の納入については、地方税法及びさいたま市市税条例の規定により延滞金を計算し、本税と合わせて収納してください。

(1) 延滞金取扱いの一般的事項

期間・金額	取扱い
納期限の翌日から <u>1か月</u> を経過する日までの期間	令和8年中においては <u>年2.8%</u> で計算します。 (延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その年中において、「延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合)
納期限の翌日から <u>1か月</u> を経過した日から納付の日までの期間	令和8年中においては <u>年9.1%</u> で計算します。 (「延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合」と「年14.6%」のいずれか低い割合)
計算の基礎となる税額（各期分）が、 <u>2,000円未満</u> の場合	延滞金は計算しません。
計算の基礎となる税額（各期分）に、1,000円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>1,000円単位</u> で計算します。
延滞金額に100円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>100円単位</u> で収納します。
延滞金額の全額が <u>1,000円未満</u> の場合	全額を切り捨てて収納しません。

(2) 延滞金の算出例

税 目 令和8年度市県民税（普通徴収）第3期分

納 期 限 令和8年10月31日

納入年月日 令和8年12月13日（経過日数43日）

（事例1）納付税額120,000円の場合	
ア 納期限後1か月を経過する日まで（11月1日から11月30日まで）	$120,000円 \times 2.8\% \times 30日 \div 365日 \approx 276円$ （1円未満切捨て）
イ 納期限後1か月を経過した日から納付日まで（12月1日から12月13日まで）	$120,000円 \times 9.1\% \times 13日 \div 365日 \approx 388円$ （1円未満切捨て）
ウ 延滞金の額	ア+イ=664円 →1,000円未満のため 収納しません。

（事例2）納付税額218,800円（計算の基礎となる額218,000円）の場合	
ア 納期限後1か月を経過する日まで（11月1日から11月30日まで）	$218,000円 \times 2.8\% \times 30日 \div 365日 \approx 501円$ （1円未満切捨て）
イ 納期限後1か月を経過した日から納付日まで（12月1日から12月13日まで）	$218,000円 \times 9.1\% \times 13日 \div 365日 \approx 706円$ （1円未満切捨て）
ウ 延滞金の額	ア+イ=1,207円 → 1,200円 （100円未満切捨て）

(3) 指定期限付納付書（催告書等）の取扱い

指定期限付納付書（催告書等）の場合は、延滞金額が電算印字で表示されていますので、その金額で取り扱ってください。

ただし、指定期限までに収納するものに限りです。

4-2 下水道事業受益者負担金の取扱いについて

○ 納期前納付の割引

負担金を5年分一括納付などした場合、納期前納付の期数に応じて報奨金が交付されます。たとえば、第1期納期限（令和8年6月30日）までに第1期に加え第2期分を納付すると、第2期分が報奨金の対象になり、この場合の納期前納付の期数は「1」で交付率は2%です（下表参照）。また、第1期納期限までに5年分まとめて納付すると、納期前納付の期数が「19」で交付率が20%になります。

報奨金交付率

納期前納付した納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
報奨金交付率 (%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

○ 納期前納付の取扱い

(1) 令和8年6月30日以前

ケース	取扱い
全期一括納付を申し出た場合	納付書3ページ目の『全』を使用してください。 報奨金については、既に計算済みのため合計納付額欄に記載してある金額を収納してください。
1年分や納期前納付を申し出た場合	納付書の4ページ目から7ページ目までを使用してください。 報奨金交付率は上表のとおり変動するため、南北建設事務所下水道管理課料金係まで連絡してください。
当該1期分納付を申し出た場合	納付書の4ページ目を使用してください。 報奨金は交付されません。

(2) 令和8年7月1日以降

ケース	取扱い
全期一括納付を申し出た場合で、 令和8年6月30日納期限の納付書を持参した場合	南北建設事務所下水道管理課料金係で納付書の再交付を受けるようお願いください。納期限を訂正し、報奨金額を計算し直した納付書を発行します。
全期一括納付を申し出た場合で、 令和8年7月1日以降の納期限が印字又は押印された納付書を持参した場合	納付書3ページ目の『全』を使用してください。 報奨金については、既に計算済みのため合計納付額欄に記載してある金額を収納してください。
1年分や納期前納付を申し出た場合	納付書の4ページ目から7ページ目までを使用してください。 報奨金交付率は上表のとおり変動するため、南北建設事務所下水道管理課料金係まで連絡してください。
当該1期分納付を申し出た場合	納付書の4ページ目から7ページ目までを使用してください。 報奨金は交付されません。

○ 延滞金

(1) 延滞金取扱いの一般的事項

納期限の翌日から年10.75%で計算します。	
ケース	取扱い
計算の基礎となる納付額（各期分）が <u>2,000円未満</u> の場合	延滞金は計算しません。
計算の基礎となる納付額に1,000円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>1,000円単位</u> で計算します。
延滞金額に100円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>100円単位</u> で収納します。
延滞金額の全額が <u>1,000円未満</u> の場合	全額を切り捨てて収納しません。
督促状に指定する納期限までに完納した場合	延滞金は収納しません。
期限が過ぎた納付書等	重複納入のおそれや延滞金額が変わる場合等がありますので、南北建設事務所下水道管理課料金係まで連絡してください。

(2) 延滞金の算出例

下水道事業受益者負担金第1期分（納期限 令和8年6月30日）

納入年月日 令和8年8月19日（経過日数50日）

(事例1) 納付額1,900円の場合
納付額が2,000円未満のため延滞金は <u>収納しません</u> 。
(事例2) 納付額65,000円の場合
$65,000円 \times 10.75\% \times 50日 \div 365日 \approx 957円$ →延滞金の額が1,000円未満のため <u>収納しません</u> 。
(事例3) 納付額92,600円の場合
$92,600円 \times 10.75\% \times 50日 \div 365日 \approx 1,354円$ →延滞金の額は、 <u>1,300円</u> （100円未満切捨て）となります。

4-3 水洗便所改造資金貸付金償還金の取扱いについて

納付書での納入については、次のとおり取り扱ってください。

(1) 納付書に指定されている期限までに納める場合

電算印字で表示されている金額で取り扱ってください。

(2) 納付書に指定されている期限後に納める場合

期限が過ぎた納付書は重複納入のおそれや延滞金が発生する場合等がありますので、下記の問い合わせ先まで連絡するようお伝えください。

【問い合わせ先】

① 通知書番号（5ケタ）の下3ケタが500未満

北部建設事務所下水道管理課排水設備係 TEL：048-646-3249

② 通知書番号（5ケタ）の下3ケタが500以上

南部建設事務所下水道管理課料金係 TEL：048-840-6248

4-4 介護保険料の延滞金の取扱いについて

納期限後の納入については、さいたま市介護保険条例の規定により延滞金を計算し、保険料と合わせて収納してください。

(1) 延滞金取扱いの一般的事項

期間・金額	取扱い
納期限の翌日から <u>3か月（市税の1か月とは異なります。）</u> を経過する日までの期間	令和8年中においては <u>年2.8%</u> で計算します。 （延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その年中において、「延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合）
納期限の翌日から <u>3か月（市税の1か月とは異なります。）</u> を経過した日から納付の日までの期間	令和8年中においては <u>年9.1%</u> で計算します。 （「延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合」と「年14.6%」のいずれか低い割合）
計算の基礎となる保険料額（各期分）が、 <u>2,000円未満</u> の場合	延滞金は計算しません。
計算の基礎となる保険料額（各期分）に1,000円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>1,000円単位</u> で計算します。
延滞金額に100円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>100円単位</u> で収納します。
延滞金額の全額が <u>1,000円未満</u> の場合	全額を切り捨てて収納しません。

(2) 延滞金の算出例

保 険 料 介護保険料 第1期

納 期 限 令和8年7月31日

納入年月日 令和8年12月25日（経過日数147日）

（事例1）納付額1,900円の場合	
納付額が2,000円未満のため延滞金は <u>収納しません。</u>	
（事例2）納付額16,900円（計算の基礎となる額は16,000円）の場合	
ア 納期限後 <u>3か月</u> を経過する日まで （8月1日から10月31日まで）	$16,000円 \times 2.8\% \times 92日 \div 365日$ ≒ 112円（1円未満切捨て）
イ 納期限後 <u>3か月</u> を経過した日から納付日まで （11月1日から12月25日まで）	$16,000円 \times 9.1\% \times 55日 \div 365日$ ≒ 219円（1円未満切捨て）
ウ 延滞金の額	ア+イ=331円 → 1,000円未満のため <u>収納しません。</u>

(3) 指定期限付納付書（催告書）の取扱い

指定期限付納付書（催告書）の場合は、延滞金額が電算印字で表示されていますので、その金額で取り扱ってください。

ただし、指定期限までに収納するものに限りません。

4-5 後期高齢者医療保険料の延滞金の取扱いについて

納期限後の納入については、さいたま市後期高齢者医療に関する条例の規定により延滞金を計算し、保険料と合わせて収納してください。

(1) 延滞金取扱いの一般的事項

期間・金額	取扱い
納期限の翌日から <u>3か月（市税の1か月とは異なります。）</u> を経過する日までの期間	令和8年中においては <u>年2.8%</u> で計算します。 （延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その年中において、「延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合」と「年7.3%」のいずれか低い割合）
納期限の翌日から <u>3か月（市税の1か月とは異なります。）</u> を経過した日から納付の日までの期間	令和8年中においては <u>年9.1%</u> で計算します。 （「延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合」と「年14.6%」のいずれか低い割合）
計算の基礎となる保険料額（各期分）が、 <u>2,000円未満</u> の場合	延滞金は計算しません。
計算の基礎となる保険料額（各期分）に、1,000円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>1,000円単位</u> で計算します。
延滞金額に100円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>100円単位</u> で収納します。
延滞金額の全額が <u>1,000円未満</u> の場合	全額を切り捨てて収納しません。

(2) 延滞金の算出例

保 険 料 後期高齢者医療保険料 第1期

納 期 限 令和8年7月31日

納入年月日 令和8年12月25日（経過日数147日）

(事例1) 納付額1,900円の場合	
納付額が2,000円未満のため延滞金は収納しません。	
(事例2) 納付額30,500円（計算の基礎となる額は30,000円）の場合	
ア 納期限後 <u>3か月</u> を経過する日まで （8月1日から10月31日まで）	$30,000円 \times 2.8\% \times 92日 \div 365日$ ≒ 211円（1円未満切捨て）
イ 納期限後 <u>3か月</u> を経過した日から納付日まで （11月1日から12月25日まで）	$30,000円 \times 9.1\% \times 55日 \div 365日$ ≒ 411円（1円未満切捨て）
ウ 延滞金の額	ア+イ=622円 →1,000円未満のため <u>収納しません。</u>
(事例3) 納付額69,100円（計算の基礎となる額は69,000円）の場合	
ア 納期限後 <u>3か月</u> を経過する日まで （8月1日から10月31日まで）	$69,000円 \times 2.8\% \times 92日 \div 365日$ ≒ 486円（1円未満切捨て）
イ 納期限後 <u>3か月</u> を経過した日から納付日まで （11月1日から12月25日まで）	$69,000円 \times 9.1\% \times 55日 \div 365日$ ≒ 946円（1円未満切捨て）
ウ 延滞金の額	ア+イ=1,432円 → <u>1,400円</u> （100円未満切捨て）

(3) 指定期限付納付書（催告書）の取扱い

指定期限付納付書（催告書）の場合は、延滞金額が電算印字で表示されていますので、その金額で取り扱ってください。

ただし、指定期限までに収納するものに限りです。

4-6 母子父子寡婦福祉資金貸付金の違約金（延滞金）の取扱いについて

納期限後の納入については、違約金（延滞金）を計算し、償還金と合わせて収納してください。

(1) 違約金（延滞金）取扱いの一般的事項

期間・金額	取扱い
納期限の翌日から平成27年3月31日まで	年10.75%で計算します。
平成27年4月1日から令和2年3月31日まで	年5%で計算します。
令和2年4月1日から	年3%で計算します。
違約金の額に1円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて1円単位で収納します。
違約金の全額が100円未満の場合	全額を切り捨てて収納しません。
違約金が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付書の延滞日数欄に延滞日数 ・ 違約金欄に違約金額 ・ 合計欄に元金と違約金の合計額 以上3点を記入し収納してください。

(2) 違約金（延滞金）の算出例

1 令和8年6月期分

納期限：令和8年6月30日

納入年月日：令和8年8月14日

延滞日数：45日

(事例1) 償還金の金額(延滞元利金額) 6,400円の場合	
$6,400円 \times 3\% \times 45日 \div 365日 \approx 23.67円$ → 100円未満のため <u>収納しません。</u>	
(事例2) 償還金の金額(延滞元利金額) 30,000円の場合	
$30,000円 \times 3\% \times 45日 \div 365日 \approx 110.95円$ → 延滞金の額は、 <u>110円</u> (1円未満切捨て) となります。	

2 平成27年1月期分

納期限：平成27年2月2日

納入年月日：令和8年8月17日

延滞日数：57日(平成27年3月31日まで(年10.75%))

1,827日(令和2年3月31日まで(年5%))

2,330日(令和2年4月1日から(年3%))

(事例3) 償還金の金額(延滞元利金額) 6,400円の場合	
ア 平成27年3月31日までの部分	$6,400円 \times 10.75\% \times 57日 \div 365日$ $\approx 107円$ (1円未満切捨て)
イ 令和2年3月31日までの部分	$6,400円 \times 5\% \times 1,827日 \div 365日$ $\approx 1,601円$ (1円未満切捨て)

ウ 令和2年4月1日からの部分	$6,400円 \times \underline{3\%} \times 2,330日 \div 365日$ $\approx 1,225円$ (1円未満切捨て)
エ 違約金(延滞金)の額	ア+イ+ウ = <u>2,933円</u>

4-7 市営住宅等使用料及び市営住宅等駐車場使用料の延滞金の取扱いについて

納期限後の納入については、さいたま市市営住宅条例第21条第2項の規定により延滞金を計算し、使用料と合わせて収納してください。

(1) 延滞金取扱いの一般的事項

期間・金額	取扱い
納期限の翌日から完納の日まで	年10.75%で計算します。
計算の基礎となる納付額（各期分）に、100円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>100円単位</u> で計算します。
督促状に指定する納期限（原則として本来の納期限の翌月末日）までに完納した場合	延滞金は収納しません。
延滞金額に1円未満の端数がある場合	その端数を切り捨てて <u>1円単位</u> で収納します。
延滞金額の全額が <u>100円未満</u> の場合	全額を切り捨てて収納しません。

【延滞金に関する問い合わせ先】

埼玉県住宅供給公社市町村営住宅課
TEL：048（829）2878

(2) 延滞金の算出例

住宅使用料 6月期分（納期限6月30日）

納入年月日 8月11日（経過日数42日）

（事例1）納付額7,400円の場合
$7,400円 \times 10.75\% \times 42日 \div 365日 \approx 91.53円$ →100円未満のため <u>収納しません</u> 。
（事例2）納付額52,000円の場合
$52,000円 \times 10.75\% \times 42日 \div 365日 \approx 643.23円$ →延滞金の額は、 <u>643円</u> （1円未満切捨て）となります。

4－8 学校給食費の遅延損害金の取扱いについて

納付書での納入については、次のとおり取り扱ってください。

(1) 納付書に指定されている期限までに納める場合

電算印字で表示されている金額で取り扱ってください。

(2) 納付書に指定されている期限後に納める場合

期限が過ぎた納付書は重複納入のおそれや遅延損害金が発生する場合等がありますので、下記の問い合わせ先まで連絡するようお伝えください。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課給食会計係

TEL：048－829－1591

5 令和8年度口座振替月別科目及び口座振替データ引渡し日、
口座振替日、返戻日一覧

月	科目	市民税・県民税・ 森林環境税（普通徴収）	固定資産税・都市計画税	固定資産税（償却資産）	軽自動車税（種別割）	国民健康保険税	下水道事業受益者負担金	水便所改造資金貸付金 償還金	保育料	放課後児童クラブ指導料	市営住宅等使用料	市営住宅等駐車場使用料	し尿収集運搬手数料	介護保険料	心身障害者扶養共済	母子父子寡婦福祉資金 貸付金	育英資金返還金 （入学準備金・奨学金）	高等学校入学料 （中等教育学校進級料）	高等学校授業料 （中等教育学校授業料）	高等学校諸会費
4								○	○	○	○	○			○	○	○	○		
5			○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
6	○						○	○	○	○	○	○			○	○	○			○
7			○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
8	○					○		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
9						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
10	○					○		○	○	○	○	○		○	○	○	○			○
11						○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
12			○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
1	○					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
2			○	○		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○			○
3							○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			
随時	●	●	●	●	●															

口座振替データ引渡しについて

さいたま市が委託する口座振替処理業者とデータ伝送にて直接授受を行います。

後期高齢者医療保険料	市営霊園管理料 (墓地管理料)	学校給食費	日本スポーツ振興センター 保護者負担金	<口座振替データ引渡し日>	口座振替日	<口座振替データ返戻日>
				市が委託する 口座振替処理業者 ↓ 金融機関様		金融機関様 ↓ 市が委託する 口座振替処理業者
				令和8年4月22日(水)	令和8年4月30日(木)	令和8年5月8日(金)午前
	○			令和8年5月25日(月)	令和8年6月1日(月)	令和8年6月4日(木)午前
		○		令和8年6月23日(火)	令和8年6月30日(火)	令和8年7月3日(金)午前
○		○		令和8年7月24日(金)	令和8年7月31日(金)	令和8年8月5日(水)午前
○			○	令和8年8月24日(月)	令和8年8月31日(月)	令和8年9月3日(木)午前
○		○		令和8年9月18日(金)	令和8年9月30日(水)	令和8年10月5日(月)午前
○		○		令和8年10月26日(月)	令和8年11月2日(月)	令和8年11月6日(金)午前
○		○		令和8年11月20日(金)	令和8年11月30日(月)	令和8年12月3日(木)午前
○		○		令和8年12月22日(火)	令和9年1月4日(月)	令和9年1月7日(木)午前
○		○		令和9年1月25日(月)	令和9年2月1日(月)	令和9年2月4日(木)午前
○		○		令和9年2月19日(金)	令和9年3月1日(月)	令和9年3月4日(木)午前
		○		令和9年3月24日(水)	令和9年3月31日(水)	令和9年4月5日(月)午前
●				左記科目は、指定の月以外にも随時分を請求することがあります。		

※下記科目の分割納付分は毎月の請求になります。

市民税・県民税・森林環境税

固定資産税・都市計画税

固定資産税(償却資産)

軽自動車税(種別割)

国民健康保険税

さいたま市 公金収納報告書

銀行コード	取扱年月日	送金年月日
	年 月 日	年 月 日

番号	種別	一		O C R		合計		M T	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
51	市民税・県民税・森林環境税(普徴)								
52	法人市民税								
53	固定資産税・都市計画税								
55	固定資産税(償却資産)								
56	軽自動車税(種別割)								
57	市たばこ税								
58	特別土地保有税								
59	事業所税								
60	市民税・県民税・森林環境税(特徴)								
21	国民健康保険税								
	小計								
35	放課後児童クラブ指導料								
36	保育料								
63	後期高齢者医療保険料								
41	市営霊園管理料								
42	市営住宅等使用料								
46	市営住宅等駐車場使用料								
43	し尿収集運搬手数料								
44	育英資金返還金								
45	介護保険料								
61	心身障害者扶養共済掛金								
62	母子寡婦福祉資金貸付金								
37	高等学校授業料								
47	高等学校入学料								
64	学校給食費								
65	日本スポーツ振興センター保護者負担金								
98	その他								
	小計								
99	合計								

金融機関

さいたま市会計管理者様
さいたま市指定金融機関様

㊞

上記のとおり報告します。

別表 6

参照 2

① さいたま市OCR納付済通知書集計表

OCR納入通知書集計表

000000



119900320000001

受託先名	さいたま市	
取り扱い金融機関		
9900-320 ゆうちょ銀行		014351
種別: OCR		
領 収 日	枚 数	合 計 金 額
年 月 日	枚	円

② さいたま市下水道事業OCR納付済通知書集計表

OCR納入通知書集計表

000000



119900320000001

受託先名	さいたま市（下水分）	
取り扱い金融機関		
9900-320 ゆうちょ銀行		007801
種別: OCR		
領 収 日	枚 数	合 計 金 額
年 月 日	枚	円

※「さいたま市OCR納付済通知書集計表」及び「さいたま市下水道事業OCR納付済通知書集計表」は、取扱い金融機関欄に予め名称を印刷したものをお渡します。

別表 6

参照 3 整理簿（記載例）

年 月 日	摘要	件数	収入金額	支払金額	差引残高
5	1	前月より繰越	50,000 円	50,000 円	50,000 円
		送 納 額		50,000	0
		国保・介護	8	56,700	56,700
5	7	送 納 額		56,700	0
		市民税（特）	6	10,600	10,600
5	8	送 納 額		10,600	0
(中略)					
5	29	送 納 額	3	4,500	0
		軽 自	2	6,000	6,000
		月 計	66	629,420	623,420
		累 計	120	1,131,720	1,125,720
6	1	前月より繰越	6,000		
		送 納 額		6,000	
		軽自・固都・固（償）	3	13,000	13,000

7 納付（入） 済通知書等の送付方法

一般・下水道事業分ごとに、図の順番に束ねて、指定金融機関に送付してください。

⑤ 種別「その他」の納入済通知書

④ 一般(OCR 様式以外)の種別「その他」以外の納付済通知書

③ OCR 様式の納付(入)済通知書 (通常、縦11.5cm x 横11.5cmの厚紙)

② OCR 納入通知書集計表 (1枚)

① さいたま市公金収納報告書

以下の順番で納入(付)済通知書等をまとめて束ねてください。

- ① さいたま市公金収納報告書
- ② OCR 納入済通知書集計表
- ③ OCR 様式納付済通知書
- ④ 一般(OCR様式以外)の種別「その他」以外の納入済通知書
- ⑤ 種別「その他」の納入済通知書

※ 納付(入)済通知書は、OCR 様式・一般とも、収入科目ごとに並べてください。

8 問合せ先一覧表

◎ 庁舎代表番号

★ さいたま市役所	〒330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	☎ (048)829-1111
☆ 西区役所	〒331-8587	さいたま市西区西大宮3-4-2	☎ (048)622-1111
☆ 北区役所	〒331-8586	さいたま市北区宮原町1-852-1	☎ (048)653-1111
☆ 大宮区役所	〒330-8501	さいたま市大宮区吉敷町1-124-1	☎ (048)657-0111
☆ 見沼区役所	〒337-8586	さいたま市見沼区堀崎町12-36	☎ (048)687-1111
☆ 中央区役所	〒338-8686	さいたま市中央区下落合5-7-10	☎ (048)856-1111

◎ 所管課直通電話番号

科目	担当所管課			
市民税・県民税・森林環境税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税 固定資産税(償却資産) 軽自動車税(種別割) 国民健康保険税	(西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区に住所がある方) 財政局 北部市税事務所 納税課 納税第1係 (048)646-3081 (中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、市外に住所がある方) 財政局 南部市税事務所 納税課 納税第1係 (048)829-1732 ※収納連絡については納税コールセンター(048)799-3530			
市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、法人市民税、特別土地保有税、市たばこ税、事業所税、入湯税	財政局 北部市税事務所 納税課 法人納税係 (048)646-3043 ※収納連絡については納税コールセンター(048)799-3530			
下水道事業受益者負担金 下水道使用料	建設局 北部建設事務所 下水道管理課 料金係 (048)646-3248 建設局 南部建設事務所 下水道管理課 料金係 (048)840-6248			
水洗便所改造資金貸付金償還金	建設局 北部建設事務所 下水道管理課 排水設備係 (048)646-3249 建設局 南部建設事務所 下水道管理課 料金係 (048)840-6248			
介護保険料	西区役所 高齢介護課 (048)620-2668	北区役所 高齢介護課 (048)669-6068	大宮区役所 高齢介護課 (048)646-3068	見沼区役所 高齢介護課 (048)681-6068
後期高齢者医療保険料	西区役所 保険年金課 (048)620-2655	北区役所 保険年金課 (048)669-6055	大宮区役所 保険年金課 (048)646-3055	見沼区役所 保険年金課 (048)681-6055
保育料 放課後児童クラブ指導料	西区役所 支援課 (048)620-2661	北区役所 支援課 (048)669-6061	大宮区役所 支援課 (048)646-3061	見沼区役所 支援課 (048)681-6061
心身障害者扶養共済	福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (048)829-1308			
母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 ひとり親家庭就業・自立支援センター (048)829-1948			
市営霊園管理料(墓地管理料)	保健衛生局 保健部 思い出の里市営霊園事務所 (048)686-3499			
市営住宅等使用料 市営住宅等駐車場使用料	埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 (048)829-2878 建設局 建築部 住宅政策課 (048)829-1521			
し尿収集運搬手数料	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課 (048)829-1336			
育英資金返還金 (入学準備金・奨学金)	教育委員会事務局 学校教育部 学事課 (048)829-1647			
高等学校入学金 (中等教育学校進級料) 高等学校授業料 (中等教育学校授業料)	教育委員会事務局 学校教育部 高校教育課 (048)829-1673			
学校給食費	教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課 (048)829-1591			
日本スポーツ振興センター保護者負担金				
収納金全般に関すること	出納室 出納課 (048)829-1599			

☆ 桜区役所	〒338-8586	さいたま市桜区道場4-3-1	☎ (048)858-1111
☆ 浦和区役所	〒330-9586	さいたま市浦和区常盤6-4-4	☎ (048)825-1111
☆ 南区役所	〒336-8586	さいたま市南区別所7-20-1	☎ (048)838-1111
☆ 緑区役所	〒336-8587	さいたま市緑区中尾975-1	☎ (048)874-1111
☆ 岩槻区役所	〒339-8585	さいたま市岩槻区本町3-2-5	☎ (048)790-0111

担当所管課

中央区役所 高齢介護課 (048)840-6068	桜区役所 高齢介護課 (048)856-6178	浦和区役所 高齢介護課 (048)829-6153	南区役所 高齢介護課 (048)844-7178	緑区役所 高齢介護課 (048)712-1178	岩槻区役所 高齢介護課 (048)790-0169
中央区役所 保険年金課 (048)840-6055	桜区役所 保険年金課 (048)856-6165	浦和区役所 保険年金課 (048)829-6127	南区役所 保険年金課 (048)844-7165	緑区役所 保険年金課 (048)712-1165	岩槻区役所 保険年金課 (048)790-0157
中央区役所 支援課 (048)840-6061	桜区役所 支援課 (048)856-6171	浦和区役所 支援課 (048)829-6139	南区役所 支援課 (048)844-7171	緑区役所 支援課 (048)712-1171	岩槻区役所 支援課 (048)790-0162

延滞金に関するお問合せは、埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課まで御連絡ください。

諸会費については、各高校へ
お問合せください。

浦和高等学校	(048)886-2151
浦和南高等学校	(048)862-2568
大宮北高等学校	(048)663-2912

